

「野村ファンドラップ投資一任契約書」新旧対照表

2018 年 11 月 26 日改定

(下線部変更)

新	旧
第 13 条 (定時定額払戻) 1.～5. (省略) 6. 定時定額払戻の終了時期は、次のとおりとします。 ① (省略) ②月末最終営業日の前々営業日における運用資産の <u>当月払戻金</u> 額を除く時価評価額が 300 万円を下回った場合 翌月以降の 払戻は行わず、定時定額払戻を終了します。 7. (省略)	第 13 条 (定時定額払戻) 1.～5. (省略) 6. 定時定額払戻の終了時期は、次のとおりとします。 ① (省略) ②月末最終営業日の前々営業日における運用資産の時価評価額 が 300 万円を下回った場合 翌月以降の払戻は行わず、定時 定額払戻を終了します。 7. (省略)

以上